

令和2年4月17日	
所 属	尼崎市経済活性化課
所属長	藤田 彰
電 話	06-6489-6670

新型コロナウイルスに関する事業所向け臨時相談窓口の開設について

1 目的

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、経営環境の悪化に直面する事業者に対し、経営相談やセーフティネット保証の認定や各種支援策等の相談のほか、納税相談について総合的に助言を行う臨時窓口を設置する。

なお、各種相談については、感染拡大のリスクを軽減するため、専用電話での相談も実施する。

2 開設期間

令和2年4月20日（月）～5月20日（水）

※新型コロナウイルス感染症の拡大状況に応じて、延長の可能性も有。

3 相談時間

毎日9時～17時（受付16時30分まで）

※土日、祝日も相談対応を行う。

4 専用電話

①080-2432-1017

②080-2432-1216

5 相談場所

尼崎市中心企業センター 1階多目的ホール

5 相談体制

尼崎市（経済部、税務管理部）、（公財）尼崎地域産業活性化機構等

6 相談内容

- ・労働相談
- ・従業員の雇用
- ・経営相談
- ・融資や公的な補助金等の相談
- ・セーフティネット保証4号、5号等認定
- ・税の徴収猶予などの納税相談
- ・その他の相談
- ・専門家相談

以 上

新型コロナウイルスに関する事業所向け相談窓口の体制強化について

現行（～4/19）

地域産業課

06-6430-9750

・融資や公的な補助金等の相談

しごと支援課

06-6430-7635

・従業員の雇用、労働相談

尼崎市

（公財）尼崎地域産業活性化機構

06-6488-9565

・経営相談
・セーフティネット保証4号、5号等認定

強化後（4/20～）

専用電話 080-2432-1017
080-2432-1216

中小企業センター（臨時相談窓口）

住所：尼崎市昭和通2丁目6-68

- ・労働相談
- ・従業員の雇用
- ・経営相談
- ・融資や公的な補助金等の相談
- ・セーフティネット保証4号、5号等認定
- ・税の徴収猶予などの納税相談
- ・その他の相談
- ・専門家相談